

警察法施行令の一部を改正する政令参照条文

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の定員）

第五十七条（略）

2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（地方警察職員の定員の基準）

第七条 法第五十七条第二項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二八三人
青森県	二、二七七人
岩手県	二、一〇八人
宮城県	三、六五〇人
秋田県	一、九二五人
山形県	一、九六〇人
福島県	三、二三九人
茨城県	四、七四七人
栃木県	三、三三二人
群馬県	三、三五五人
埼玉県	一、一八四人
東京都	四二、四七二人
千葉県	九、五二九人
神奈川県	一五、〇七三人
新潟県	四、〇七六人
山梨県	一、六四四人
長野県	三、三四三人

沖繩県		二、五六九人
鹿児島県		二、九七五人
宮崎県		一、九八三人
大分県		二、〇三三人
熊本県		三、〇〇〇人
長崎県		二、九九七人
佐賀県		一、六七八人
福岡県		一〇、七〇五人
高知県		一、五七四人
愛媛県		二、四〇〇人
香川県		一、八一八人
徳島県		一、五一五人
山口県		三、〇五四人
広島県		五、〇一三人
岡山県		三、四一一人
島根県		一、四九五
鳥取県		一、二〇三人
和歌山県		二、一一三人
奈良県		二、四二六
兵庫県		一一、五八二人
大阪府		二〇、七五五人
京都府		六、三六三人
滋賀県		二、二〇七
三重県		二、九九〇
愛知県		一三、一一〇
岐阜県		三、四二六
福井県		一、七〇九
石川県		一、九五一人
富山県		一、九一三人
静岡県		六、一一五人